

# 香川県報



第 25 号

平成 16 年

3月30日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関が定める法人）の一部改正 （県民参画課）	一
	平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部改正 （みどり整備課）	二
	保安林の指定の解除 （土木監理課）	二
	香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱 （道路保全課）	三
公告	道路の区域変更（六件） （土地改良課）	五
	県営土地改良事業計画の決定 （都市計画課）	五
	県営土地改良事業の工事完了 （"）	五
	開発行為に関する工事の完了 （"）	五
	開発行為に関する工事（公共施設）の完了 （"）	五
	教育委員会告示 平成十一年香川県教育委員会告示第六号（香川県個人情報保護条例の実施機関が定める法人）の一部改正	六
	平成十二年香川県教育委員会告示第六号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部改正	六
正誤	平成十六年三月二十三日（香川県報第九一七号）香川県告示第九十四号	

中訂正

## 告示

香川県告示第二百七号

平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

七を削り、八を七とし、九を八とし、八の次に次のように加える。

九 財団法人かがわ健康福祉機構

十を削り、十一を十とし、十二から十四までを一ずつ繰り上げ、十三の次に次のように加える。

十四 財団法人香川県農業振興公社

十五及び十六を削り、十七を十五とし、十八から二十四までを二ずつ繰り上げる。

香川県告示第二百八号

平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「財団法人香川県社会福祉総合センター」を削り、「財団法人香川県健康長寿財団」を

「財団法人かがわ健康福祉機構」に、「財団法人香川県農業開発公社」を「財団法人香川県農業振興公社」に改め、「財団法人香川県農業振興基金協会」を削る。

香川県告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

解除に係る保安林の所在場所

香川県知事 真 鍋 武 紀

（第九一九号）

さぬき市鴨庄字大串四三九〇の四四、四三九〇の四六、四三九〇の五四、四三九〇の五九、四三九〇の六六、四三九〇の九三

- 二 保安林として指定された目的 魚つき
- 三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第二百十号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱を次のように定める。  
平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀  
(公表の方法)

第一条 この要綱は、公共工事(県が発注する建設工事をいう。以下同じ。)及び公共工事の施行に伴う測量、調査、設計等の委託業務(以下「委託業務」という。)の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第二条 知事は、公共工事について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号。以下「政令」という。)(第五条第一項に規定する事項
  - 二 政令第五条第五項に規定する事項
  - 三 政令第七条第一項各号に掲げる事項
  - 四 政令第七条第二項各号に掲げる事項
  - 五 政令第七条第三項に規定する事項
  - 六 予定価格(随意契約を行った場合においては当該予定価格が二百五十万円を超えるものに限る。)
- 2 知事は、入札を行う委託業務について、次に掲げる事項を公表するものとする。
- 一 指名競争入札を行う場合における指名した者の商号又は名称
  - 二 入札者の商号又は名称及び入札金額
  - 三 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - 四 委託業務の名称及び場所

五 予定価格

3 知事は、随意契約を行う委託業務で予定価格が百万円を超えるものについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 次に掲げる契約の内容
- イ 契約の相手方の商号又は名称
- ロ 委託業務の名称及び場所
- ハ 契約金額
- 二 予定価格

(公表の方法)

第三条 前条の規定による公表は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める場所に関連所を設けて当該公表に係る事項を記載した書類を閲覧に供する方法により行うものとする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の公表 香川県土木部土木監理課(以下「土木監理課」という。)、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
  - 二 前条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の公表 当該公表に係る公共工事のうち、設計金額が五千万円以上のものにあつては土木監理課、設計金額が五千万円未満のものにあつては当該公共工事を執行する課等(香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号)(第二条第一号に規定する課又は同条第二号に規定する所をいう。以下同じ。))
  - 三 前条第二項又は第三項の規定による公表 当該公表に係る委託業務のうち、設計金額が七百万円以上のものにあつては土木監理課、設計金額が七百万円未満のものにあつては当該委託業務を執行する課等
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。  
(香川県競争入札結果等の公表に関する要綱の廃止)
- 2 香川県競争入札結果等の公表に関する要綱(昭和五十七年香川県告示第三百八十七号)

は、廃止する。

香川県告示第二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月三十日から同年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大浜仁尾線（二百三十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡仁尾町大字仁尾字古江己八九〇番五地先から	前	六・四	六四〇	町道移管に伴う旧道区域の不用物件化及び終点の位置変更
三豊郡仁尾町大字仁尾字北丁一〇六二番地先まで	前	一三・二	六四〇	
三豊郡仁尾町大字仁尾字古江己八九〇番五地先から	前	一一・〇	五六九	
三豊郡仁尾町大字仁尾字古江己八四四番一地先まで	前	四七・〇	五六九	
三豊郡仁尾町大字仁尾字古江己八九〇番五地先から	後	一一・〇 四七・〇	三三〇	
三豊郡仁尾町大字仁尾字古江己一三八八番一六地先まで	後	四七・〇	三三〇	

香川県告示第二百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月三十日から同年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 仁尾港線（二百三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡仁尾町大字仁尾字北丁一四四四番五地先から	前	五・〇	四三〇	町道移管に伴う旧道区域の不用物件化及び終点の位置変更
三豊郡仁尾町大字仁尾字北丁一四五番四地先まで	前	二五・〇	四三〇	
三豊郡仁尾町大字仁尾字北丁一四四四番五地先から	後	六・八	一四五	
三豊郡仁尾町大字仁尾字北丁一四四六番八地先まで	後	一五・〇	一四五	

香川県告示第二百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月三十日から同年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
三豊郡詫間町大字詫間字小山下九 一八番一地先から 三豊郡詫間町大字詫間字猪の崎七 七三〇番一〇地先まで	前	一九・〇 五九・〇	二三〇	旧道部分と して不用物 件化
	後	一九・〇 五九・〇	二三〇	

香川県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月三十日から同年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 紫雲出山線（二百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
三豊郡詫間町大字生里字向井二二 八四番一地先から 三豊郡詫間町大字生里字乃津庫一 二二四番一地先まで	前	七・〇 二四・〇	四〇六	町道移管に 伴う旧道部 分の不用物 件化
	前	二・七 七・三	五五三	

後	七・〇 二四・〇	四〇六	
---	-------------	-----	--

香川県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月三十日から同年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 詫間仁尾線（二百三十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
三豊郡詫間町大字詫間字松本三四 六〇番一地先から 三豊郡詫間町大字詫間字池の出二 七一六番地先まで	前	一三・五 四五・〇	八四九	町道移管に 伴う旧道部 分の不用物 件化
	前	五・二 九・〇	一八六	
三豊郡詫間町大字詫間字松本三四 六〇番一地先から 三豊郡詫間町大字詫間字池の出二 七一六番地先まで	後	一三・五 四五・〇	八四九	
	後	四・五 四五・〇	八四九	

香川県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月三十日から同年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 紫雲出山線（二百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
三豊郡詫間町大字詫間字兜錦甲五〇五七番一地从先から	前	一三・〇	一六七四	町道移管に伴う旧道区域の不用物件化及び終点の位置変更
三豊郡詫間町大字詫間字吉久三三二七番一地从先まで	前	四二・四	一六七四	
三豊郡詫間町大字詫間字兜錦甲五〇五七番一地从先から	前	五・〇	一六五七	
三豊郡詫間町大字詫間字松本三五四四番五地先まで	前	一九・〇	一六五七	
三豊郡詫間町大字詫間字兜錦甲五〇五七番一地从先から	後	一三・〇	一六七四	
三豊郡詫間町大字詫間字吉久三三二七番一地从先まで	後	四二・四	一六七四	

公 告

香川県公告第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合農地防災事業（乃生地区））計画を平成十六年三月二十

二日定めた。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十六年四月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第八十号  
 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良事業名	地区名	工事了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	諸口新池地区	平成一五、一二、九

香川県公告第八十一号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 丸亀市土器町東一丁目一三六、一三七、一三八、一四一、一四二、一四三、一四七、一四八、一五三及び同地先農道・水路
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 丸亀市土器町東八丁目二五一番地

香川興産株式会社

代表取締役 大谷 紀一

香川県公告第八十二号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 丸亀市土器町東二丁目一三六、一三七、一三八 一、一四一 三、一四七、一四八、一五三及び同地先農道・水路
- 二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

- 道路(有効幅員五・二メートル、延長一〇〇・二七メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二四一 三、一四七の一部、一四八の一部、一五三の一部及び同地先農道・水路
  - 道路(有効幅員五・二メートル、延長二九・三五メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二三八 一の一部及び同地先水路
  - 道路(有効幅員四・二メートル、延長三六・二五メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二四七の一部
  - 道路(有効幅員四・二メートル、延長三一・〇〇メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二四八の一部
  - 道路(有効幅員四・二メートル、延長二七・一三メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二四八の一部及び一五三の一部
  - 道路(有効幅員四・二メートル、延長一九・〇二メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二三七の一部
  - 道路(有効幅員四・〇メートル、延長八・二三メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目二四七の一部
- 2 排水施設
- 自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長二四〇・一〇メートル)
- 丸亀市土器町東二丁目一三七の一部、一三八 一の一部、一四七の一部、一四八の一部及び一五三の一部
- 排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長二六・四五メートル)

- 丸亀市土器町東二丁目二二九 一の一部、一三七の一部、一三八 一の一部、一四七の一部、一四八の一部、一五三の一部及び同地先農道・水路

3 公園

- 公園(面積一七七・八六平方メートル)
  - 丸亀市土器町東二丁目一五三の一部
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 丸亀市土器町東八丁目二五一番地
- 香川興産株式会社
- 代表取締役 大谷 紀一

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第四号

平成十一年香川県教育委員会告示第六号(香川県個人情報保護条例の実施機関が定める法人)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

「一 財団法人香川県スポーツ振興財団」及び「二 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター」を削り、「三 財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団」を「財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団」に改める。

香川県教育委員会告示第五号

平成十二年香川県教育委員会告示第六号(香川県情報公開条例の実施機関が定める法人)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

「財団法人香川県スポーツ振興財団」及び「財団法人香川県埋蔵文化財調査センター」を削る。

正 誤

七ページ	
下段	
正	誤
小豆郡池田町大字室生字 大池ノ内一四七九番一 地 先から 小豆郡池田町大字室生字	小豆郡池田町大字室生字 大池ノ内一四七九番一 地 先から 小豆郡池田町大字室生字
改築	改築
一六・〇 五七・〇	一六・〇 五七・〇
八八	

平成十六年三月三十日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています